

2024年2月26日

池田町議会
議長 横澤はま 様

市民オンブズマン池田
共同代表
村端浩 宮嶋将晴 松澤周三 日妻正孝

3月議会における和澤忠志議員の暴言問題についての質問書

池田町議会 2024年3月定例会初日の2月9日の議事の中で、三枝三七子議員が発言している最中に、後ろの席にいた和澤忠志議員が「バカ」と罵声を浴びせる事案が発生しました。

三枝議員は、自らに対する侮辱的発言であり懲罰に値するとして、議会規則第110条に基づき懲罰を求める文書を議長に提出しました。

その後、三枝議員からは本会に対して次の訴えが寄せられました。

第1に、この問題は、刑法第231条（侮辱）に該当する侮辱罪に相当する案件であること、従って、本人及び議会としての対応が不適切である場合には法的な措置も検討せざるを得ないこと。

第2に、本会議での発言中の事案であり、かつ議会が自ら定めた池田町議会基本条例、および池田町議会会議規則第102条、第104条に明確に反するものであり、議会として速やかに適正な対応が求められること。

第3に、この事案が副議長職を有する議員によって引き起こされたことは極めて重大であり、責任の取り方として副議長職を続けるべきではないこと。

本会としても、看過できない重大事案と受け止め、当該事案を含む録画映像を見たところ、和澤議員が不真面目な態度で意見を聞いていた末に後ろからヤジを飛ばし、三枝議員が「いまバカと言われました？」と振り返る場面が収録されていたことを確認しました。

これをもとに、本会では今次事案を明白な人権侵害の発言であり、刑法231条に触れる暴言と言うほかないものと認定しました。

本来、町民の付託に応え、町提出議案に対して真剣に議論を交わすべき議場において、仮に立場が異なっても人格を否定する暴言で発言を妨害することが許されないことは当然です。また、その場で非を認め、厳重注意を与えるべき議長もその対応は取られていませんでした。

また、懲罰を求める文書が提出された後も、議長の采配により、懲罰委員会を設置することもなく、議会最終日を迎えようとしています。

そこで、以下の質問を行いますので、速やかに回答されるよう要望致します。

なお、これらの質問については、報道機関はじめ住民の方々にとって公開することを前提としていることにご留意ください。

<質問事項>

- ① 議会会議規則に則り事案発生から3日以内に処分要求書が出されているにも関わらず、速やかに懲罰委員会が設置されなかった理由は何かをお伺いしたい。
- ② 本会は、和澤議員の暴言は池田町議会基本条例および議会会議規則に違反する重大事案であると見做しているが、議長としての認識と対応をお伺いしたい。
- ③ 三枝議員からは、今後において議会が真に町民の付託に応える役割を果たすことができるように、けじめのある解決をはかってほしいとの意見が寄せられている。本会としても、法的措置（侮辱罪での刑事告発）に至ることは決して好ましい対応であるとは考えていない。そのような事態に立ち至らないよう、速やかな本人及び議会の対応が必要になっている。議長としての見解をお伺いしたい。
- ④ 議会における一連の不祥事について、議長が判断し采配を振れば済むことも多い（ヤジの制止、三枝議員及び町民からの処分要求書の対応、懲罰委員会の設置など）と思われる。従って、これらの処理の不手際については議長として大きな責任があると考えられるが、どのように認識されているのかをお伺いしたい。

上記の質問事項について、3月5日までにご回答下さい。

なお、参考までに、関連する法令、条例、規則などを付記しました。

以上

(参考1) 刑法第231条

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(刑法231条の事例)

「ばか」「馬鹿野郎」「このハゲ!」「チビ」「デブ」「ブラック企業」「あほう」「変態」などの誹謗中傷が該当します。(刑事告訴・告発支援センターLearning Lawなど、ネットで公開されている情報より)

(参考2) 池田町議会基本条例

第3条(2) 議会は、議会が言論の場であることや合議制機関であることに鑑み、議員間の自由な討議を積極的に推進し、政策等の論点、争点を明らかにする。

第11条 議員は、町民から負託を受けた議会を構成する一員として、倫理と公正を保持し、議会の役割と責任を誠実に果たすよう努める。

(参考3) 池田町議会会議規則

第 102 条 議員は、議会の品位を重んじなければならない、又何人も議場に入るときは、見苦しくない服装をしなければならない。

第 104 条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

第 110 条 懲罰の動議は、文書をもつて所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。

第 111 条 懲罰については、議会は、第 39 条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。